

2 日 獣 発 第 5 号
令 和 2 年 4 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

**家畜人工授精師及び獣医師における家畜改良増殖法等
関係法令等の遵守について**

このことについて、令和2年3月18日付け元生畜第1970号をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づき、家畜人工授精及び受精卵移植業務を適正に実施する責務を担う家畜人工授精師及び獣医師に対し、改めて「家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について」（令和元年7月26日付元生畜第441号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）の内容について周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：堂領

TEL 03-3475-1601

元生畜第 1970 号
令和 2 年 3 月 18 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜人工授精師及び獣医師における家畜改良増殖法等関係法令等の遵守について

最近、宮城県をはじめとし、沖縄県及び山口県においても、和牛の血統矛盾が相次いで確認されるなど、我が国固有の財産ともいふべき和牛の信頼を損ねる事案が多発している。

この状況を深く受け止め、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）に基づき、家畜人工授精及び受精卵移植業務を適正に実施する責務を担う家畜人工授精師や獣医師に対し、改めて「家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について」（令和元年 7 月 26 日付元生畜第 441 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）の内容について、周知徹底を図るとともに、家畜改良増殖法などの関係法令及び（公社）全国和牛登録協会による登録規程等を遵守し、適正な家畜人工授精業務や受精卵移植業務が図られるよう、貴会会員への指導の徹底を依頼する。

